



宮 崎 県 公 報

平成27年10月 8 日 (木曜日) 第 2732 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則…… (危機管理課) 1	頁
○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則…… (障がい福祉課) 9	
○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (環境森林課) 10	
告 示	
○救急病院の認定…… (医療業務課) 10	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 11	
○有害図書類の指定…… (こども家庭課) 11	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …… (自然環境課) 11	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) …… (“) 12	

○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 (自然環境課) 12	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …… (“) 13	
○保安林の指定解除の予定の通知…… (“) 13	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…… (“) 13	
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…… (水産政策課) 14	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …… (砂防課) 14	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 14	

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…… (税務課) 14	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (10件) …… (農村整備課) 15	
○土地改良区の役員の退任の届出…… (“) 19	
○土地改良区の実務規程の設定の認可…… (“) 19	

教 育 長 訓 令

○教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令………20	
----------------------------------	--

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。	第3条 政令第3条第1項に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。
第5条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し署名及び押印して直ちにこれを返さなければならない。	第5条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名押印して直ちにこれを返さなければならない。
第6条 当該職員が、 <u>収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたとき</u> に省令第2条第3項の規定により様式第5号による受領調査書を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者 (以下「占有者等」という。) を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。	第6条 当該職員が、 <u>収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた場合</u> に省令第2条第3項の規定により様式第5号による受領調査書を作成するときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
第7条 省令第3条の規定による損失補償請求書は、様式第6号による。	第7条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書は、様式第6号による。
2 [略]	2 [略]
第10条 省令第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。	第10条 省令第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
(1) [略]	(1) [略]

(2) 天災その他さけられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な職員の証明書

第11条 政令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第12条 省令第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第10号による。

第13条 法第27条第4項に規定する当該職員の身分を示す証票は様式第11号による。

第14条 省令第6条の規定による扶助金支給申請書は、様式第12号による。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の区分にしたがい所要の書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) [略]

第15条 法第30条第1項の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における政令第23条第1項の規定に基づく通知は、様式第13号により行うものとする。

別表第1 (第3条関係)

政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものであること。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持又は管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とすること。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できること。

(基本額)

避難所設置費 1人1日当たり 300円

(加算額)

冬季(10月から3月まで)については、別に定める額を加算する。

エ [略]

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることはできないものを収容するものであること。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とすること。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50

(2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他の適当な職員の証明書

第11条 政令第5条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第12条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第10号による。

第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する当該職員の身分を示す証票は、様式第11号による。

第14条 省令第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号による。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の区分に従い所要の書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の途がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) [略]

第15条 法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、様式第13号により行うものとする。

別表第1 (第3条関係)

政令第3条第1項に規定する救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持又は管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とすること。ただし、高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができること。

(基本額)

避難所の設置費 1人1日当たり 320円

(加算額)

冬季(10月から3月までの期間をいう。)については、別に定める額

エ [略]

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものであること。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,621,000円以内とすること。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむ

戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用はウにかかわらず別に定めるところによること。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できること。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

カ [略]

キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第 201号）第85条第 4 項の規定する期限内（最高 2 年以内）とすること。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者又は住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものであること。

イ 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,010円以内とすること。

エ 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができること。

(2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とすること。

ウ [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼半壊若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 被服、寝具又は身の回り品

イ [略]

ウ 炊事用具又は食器

エ [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とすること。

ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用はイにかかわらず別に定めるところによること。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置できること。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができること。

カ [略]

キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第 201号）第85条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者又は住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものであること。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,080円以内とすること。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができること。

(2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ウ [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼半壊若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ [略]

ウ 炊事用具及び食器

エ [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とすること。この場合において、季別は、災害発生

なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。

ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	[略]	17,200 円	22,200 円	32,700 円	39,200 円	49,700 円	7,300円
冬 季		28,500 円	36,900 円	51,400 円	60,200 円	75,700 円	10,400円

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）

により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	[略]	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,400 円	2,400円
冬 季		9,100 円	12,000 円	16,800 円	19,900 円	25,300 円	3,300円

(4) [略]

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

イ・ウ [略]

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とすること。

オ [略]

(2) 助産

ア・イ [略]

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とすること。

エ [略]

5 災害にかかった者の救出

(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し救出するものであること。

(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とすること。

(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 520,000円以内とすること。

(3) [略]

の日をもって決定すること。

ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	[略]	18,300 円	23,500 円	34,600 円	41,500 円	52,600 円	7,700円
冬 季		30,200 円	39,200 円	54,600 円	63,800 円	80,300 円	11,000円

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	[略]	6,000 円	8,000 円	12,000 円	14,600 円	18,500 円	2,600円
冬 季		9,700 円	12,600 円	17,900 円	21,200 円	26,800 円	3,500円

(4) [略]

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものであること。

イ・ウ [略]

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

オ [略]

(2) 助産

ア・イ [略]

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

エ [略]

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とすること。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 567,000円以内とすること。

(3) [略]

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、成業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- (3)～(5) [略]

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。))、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- (2) [略]
- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
- ア [略]
- イ 文房具及び通学用品費
- (ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円
- (イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
- (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。

9 埋葬

- (1) [略]
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。
- ア～ウ [略]
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 201,000円、小人 160,800円以内とすること。
- (4) [略]

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とすること。
- (3) [略]

11 死体の処理

- (1)～(3) [略]
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,300円以内とすること。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するた

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- (3)～(5) [略]

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。))、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- (2) [略]
- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
- ア [略]
- イ 文房具及び通学用品費
- (ア) 小学校児童 1人当たり 4,200円
- (イ) 中学校生徒 1人当たり 4,500円
- (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円
- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこと。

9 埋葬

- (1) [略]
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。
- ア～ウ [略]
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 208,700円以内、小人 167,000円以内とすること。
- (4) [略]

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とすること。
- (3) [略]

11 死体の処理

- (1)～(3) [略]
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,400円以内とすること。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するた

めに既存建物を使用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり 5,000円以内とすること。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できること。

ウ [略]

(5) [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 133,900円以内とすること。

(3) [略]

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

ア・イ [略]

ウ 災害にかかった者の救出

エ～キ [略]

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

別表第 2 (第11条関係)

法第24条第 5 項の規定による実費弁償の程度

1 政令第10条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) [略]

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前記(1)の アからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)において定める額以内とすること。

(3) 旅費

職種ごとに前記(1)の アからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)において定める額以内とすること。

2 政令第10条第 5 号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100分の 3 の額を加算した額以内とすること。

様式第 1 号 (その 1) (第 4 条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)第26条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

[略]

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 2) (第 4 条関係)

めに既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり 5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができること。

ウ [略]

(5) [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 134,300円以内とすること。

(3) [略]

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

ア・イ [略]

ウ 被災者の救出

エ～キ [略]

(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

別表第 2 (第11条関係)

法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償の程度

1 政令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) [略]

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)の アからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)において定める額以内とすること。

(3) 旅費

職種ごとに(1)の アからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)において定める額以内とすること。

2 政令第 4 条第 5 号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100分の 3 の額を加算した額以内とすること。

別記

様式第 1 号 (その 1) (第 4 条関係)

[略]

災害救助法(昭和22年法律第 118号)第 9 条の規定により、次のとおり物資の保管を命ずる。

[略]

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 2) (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第26条の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

[略]

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 3) (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第26条の規定に基づき、次のとおり物資を管理する。

[略]

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 4) (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第26条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋、物資を使用する。

[略]

[略]

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第26条の規定に基づく
公用令書を次のとおり変更したので、同法施行規則 (昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号) 第 1 条第 4 項の規定により、これを交付する。

[略]

[略]

[略]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第26条の規定に基づく
を必要としなくなったので、同法施行規則 (昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号) 第 1 条第 5 項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第 5 号 (第 6 条関係)

[略]
災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第26条によって収用 (使用) する物資を次のとおり受領した。
[略]

様式第 7 号 (第 8 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第24条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

[略]

[略]

[略]

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 [略]
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により 6 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処せられる。

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 9 条の規定により、次のとおり物資を収用する。

[略]

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 3) (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 9 条の規定により、次のとおり物資を管理する。

[略]

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 4) (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 9 条の規定により、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

[略]

[略]

[略]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 9 条の規定による
公用令書を次のとおり変更したので、同法施行規則 (昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号) 第 1 条第 4 項の規定により、これを交付する。

[略]

[略]

[略]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 9 条の規定による
を必要としなくなったので、同法施行規則 (昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号) 第 1 条第 5 項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第 5 号 (第 6 条関係)

[略]
災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 9 条の規定によって収用 (使用) する物資を次のとおり受領した。
[略]

様式第 7 号 (第 8 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 7 条の規定により、次のとおり従事を命ずる。

[略]

[略]

[略]

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得
1～4 [略]
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により 6 月以下の懲役又は 30万円以下の罰金に処せられる。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第24条の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則第 4 条第 3 項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第10号 (第12条関係)

[略]

災害救助法施行規則第 5 条の規定に基づき、次の事実によって上記金額を請求する。

[略]

様式第11号 (第13条関係)

災害救助法第27条の規定による立入検査

証 票

(1 頁)

[略]

災害救助法
(立入検査)

第27条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

都道府県知事は前条第 1 項の規定により物資を保管させた者から必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

前 2 項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

当該職員は第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(3 頁)

[略]

様式第12号 (第14条関係)

[略]

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されたく、別紙を添えて申請する。

[略]

様式第13号 (第15条関係)

[略]

様式第 8 号 (第 8 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第 7 条の規定による公用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則 (昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号) 第 4 条第 3 項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第10号 (第12条関係)

[略]

災害救助法施行規則 (昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号) 第 5 条の規定により、次の事実によって上記金額を請求する。

[略]

様式第11号 (第13条関係)

災害救助法第10条の規定による立入検査

証 票

(1 頁)

[略]

災害救助法
(都道府県知事の立入検査等)

第10条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第 6 条 [略]

2 [略]

3 前 2 項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(3 頁)

[略]

様式第12号 (第14条関係)

[略]

災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第12条の規定による扶助金を支給されたく、別紙を添えて申請する。

[略]

様式第13号 (第15条関係)

[略]

災害救助法第30条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするについて
 年 月 日に発生した 災害において災害救助法（昭和22年法律第 118号）による救助を実施するに当たり、同法第30条第1項の規定に基づき、下記1の救助の実施に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知します。
 [略]

災害救助法第13条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするについて
 年 月 日に発生した 災害において災害救助法（昭和22年法律第 118号）による救助を実施するに当たり、同法第13条第1項の規定により、下記1の救助の実施に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知します。
 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(加入等の申込み)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができるときは、加入申込者は、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>添付書類 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し（知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第11条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 加入者の住民票の写し（加入等承認通知書に記載され、又は</p>	<p>(加入等の申込み)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）を利用することができるときは、加入申込者は、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>添付書類 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し（知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第11条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 加入者の住民票の写し（加入等承認通知書に記載され、又は</p>

<p>知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名（以下「届出氏名」という。）と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p> <p>2 制度加入障害者の住民票の写し（届出氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p> <p>3 [略] [略]</p> <p>様式第29号（第13条関係） [略] [略]</p> <p>添付書類 年金受給権者の住民票の写し（年金給付決定通知書に記載され、又は知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p>	<p>知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名（以下「届出氏名」という。）と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p> <p>2 制度加入障害者の住民票の写し（届出氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p> <p>3 [略] [略]</p> <p>様式第29号（第13条関係） [略] [略]</p> <p>添付書類 年金受給権者の住民票の写し（年金給付決定通知書に記載され、又は知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の15第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。）</p>
---	--

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第51号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（特定事業者）</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 県内の事業活動（連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。）に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第6号から第11号までに規定する基準のいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの</p>	<p>（特定事業者）</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 県内の事業活動（連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。）に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第6号から第12号までに規定する基準のいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



宮崎県告示第 603号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地
小林市立病院	小林市細野2235番地 3

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
もりやま脳神経外科	都城市	精神通院医療	平成27年10月1日

2 救急病院等の認定の有効期間
平成27年9月24日から平成30年9月23日まで

宮崎県告示第 605号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 604号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年10月8日

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日	
27年-13	書籍	mini Berry vol.22 (2015年8月1日発売)	株式会社 秋水社	平成27年9月28日	
27年-14	書籍	男遊び満喫中！現役女子大生のハメたがりな性態 (2015年9月21日初版発行)	株式会社 竹書房		
27年-15	書籍	幸せのセフレお姉さん♪ (2015年5月21日初版発行)	株式会社 竹書房		
27年-16	書籍	心もカラダも大解放♥ハレンチ娘のダイタン野外本番 (2015年8月10日初版発行)	株式会社 竹書房		
27年-17	書籍	ポプリコミックスアイドル美少女マスター (平成26年10月1日初版発行)	(株)マックス		
27年-18	書籍	無敵恋愛S * g i r l 2015 10月号 (平成27年8月29日発売)	ぶんか社		
27年-19	書籍	まんが2015年真夏の日本悪の世界S P E C I A L (平成27年9月10日第一刷発行)	(株)コアマガジン		
27年-20	書籍	裏モノ J A P A N 9月号別冊ヤバイ悪グッズ最新版 (2015年9月1日発行)	株式会社 鉄人社		
27年-21	書籍	実話大報2015年10月号 (2015年8月29日発行)	株式会社ジオーティー		
27年-22	書籍	G O L D E N T A B O O ! 猥褻股間を悶絶写!! (2015年9月10日発行)	株式会社マックス		
27年-23	書籍	実話ナックルズ10月号 (2015年10月号（毎月30日発売）8月29日発売)	ミリオン出版株式会社		
27年-24	書籍	レベル9 vol.15 (発行日 2015年9月25日)	ミリオン出版(株)		
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

宮崎県告示第 606号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成27年10月28日から平成28年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当

該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 607号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

- (1) 区域
県内一円

(2) 期間
平成27年10月24日から平成28年10月23日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材

及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 608号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年10月28日から平成28年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、

3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 609号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字平崎5190-1、字立山5883-1
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 610号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字上町1096-13・字前田原1647-6・1647-10・1697-5(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 611号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知

があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除予定保安林の所在場所 小林市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 612号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林及び重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。))に係るものに限る。)で定めるところによる。
昭和42年5月4日農林省告示第671号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和44年10月21日農林省告示第1568号、昭和45年12月23日農林省告示第1957号、昭和52年7月26日農林省告示第735号、昭和53年5月4日農林省告示第522号、昭和56年11月12日農林水産省告示第1732号、昭和57年11月30日農林水産省告示第1918号、昭和58年3月19日農林水産省告示第307号、昭和58年4月30日農林水産省告示第549号、昭和58年6月20日農林水産省告示第989号、昭和58年7月19日農林水産省告示第1206号、昭和58年10月15日農林水産省告示第1869号、昭和60年5月4日農林水産省告示第669号、昭和61年1月4日農林水産省告示第5号、昭和61年4月21日農林水産省告示第599号、昭和61年12月15日農林水産省告示第2001号、昭和62年6月24日農林水産省告示第764号、昭和62年7月31日農林水産省告示第1076号、昭和62年8月26日農林水産省告示第1189号、昭和62年8月26日農林水産省告示第1190号、昭和63年5月24日農林水産省告示第702号、昭和63年10月6日農林水産省告示第1590号、平成2年2月16日農林水産省告示第193号、平成2年2月26日農林水産省告示第269号、平成3年3月5日農林水産省告示第280号、平成4年12月17日農林水産省告示第1303号、平成6年3月11日農林水産省告示第505号、平成6年5月25日農林水産省告示第861号、平成8年5月8日農林水産省告示第666号、平成8年5月8日農林水産省告示第668号、平成8年5月24日農林水産省告示第824号、平成8年11月6日農林水産省告示第1741号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 613号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
日南市 第二加 入区	[略]	1・2 [略] 3 小型かつお漁業 4 小型まぐろ漁業 5・6 [略]	日南市 第二加 入区	[略]	1・2 [略] 3 小型かつお漁業及び <small>小型まぐろ</small> 漁業 <u>4・5</u> [略]
[略]			[略]		

宮崎県告示第 614号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 下妻原地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号と標柱 2 号を平成23年宮崎県告示 221号 2 で指定した土地の区域に沿って結んだ線、標柱 2 号から標柱 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 4 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	都城市妻原町3111-32
2	“ “ 3039
3	“ “ 3125
4	“ “ 3111-32

宮崎県告示第 615号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 差木野第 5 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線、標柱 7 号と標柱 8 号を市道差木野村中 6 号線官民地境界に沿って結んだ線、標柱 8 号と標柱 9 号を結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市差木野町5823-1
2	“ “ 5823-1
3	“ “ 5823-1
4	“ “ 5823-1
5	“ “ 5823-1
6	“ “ 5824-4
7	“ “ 6867
8	“ “ 6887-4
9	“ “ 6889-1

宮崎県告示第 616号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 27-3	齋元利光	えびの市大字永山 字中棚1010番 2、 1010番 2 地先水路 、1029番 3、同所 字河原田1061番 2	6.00	76.85	平成27 年 9 月 25日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免税証の種類

- 100ℓ券2枚
- 2 用途
漁船
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 5501197、G 5501198
- 4 有効期間
平成27年4月1日から平成27年9月19日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
川南漁業協同組合
- 6 紛失年月日
平成27年7月28日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、曾木土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	柴 田 英 雄	延岡市北方町曾木子1200番地
理 事	甲 斐 日出男	延岡市北方町うそ越子2695番地 9
理 事	甲 斐 裕 二	延岡市北方町北久保山子3953番地 2
理 事	井 上 敏 彦	延岡市北方町南久保山子4612番地
理 事	甲 斐 公 敏	延岡市北方町曾木子2392番地
理 事	千 坂 恒 利	延岡市北方町曾木子 348番地
監 事	甲 斐 毅	延岡市北方町曾木子2493番地
監 事	甲 斐 淳 一	延岡市北方町南久保山子4354番地 2
監 事	柳 田 盛 一	延岡市北方町曾木子 2 番地15

（任期：平成28年5月9日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	柴 田 英 雄	延岡市北方町曾木子1200番地
理 事	甲 斐 日出男	延岡市北方町うそ越子2695番地 9
理 事	甲 斐 裕 二	延岡市北方町北久保山子3953番地 2
理 事	井 上 敏 彦	延岡市北方町南久保山子4612番地

理 事	甲 斐 公 敏	延岡市北方町曾木子2392番地
理 事	千 坂 恒 利	延岡市北方町曾木子 348番地
監 事	甲 斐 毅	延岡市北方町曾木子2493番地
監 事	柳 田 盛 一	延岡市北方町曾木子 2 番地15
監 事	甲 斐 淳 一	延岡市北方町南久保山子4354番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	徳 丸 五月男	小林市南西方6395番地 7
理 事	温 水 藤 雄	小林市南西方6357番地
理 事	馬 場 由紀子	小林市南西方5714番地
理 事	鬼 塚 泰	小林市南西方6386番地
理 事	温 水 義 博	小林市南西方6707番地
理 事	黒沢津 哲 男	小林市南西方6552番地
理 事	右 松 哲 朗	小林市南西方6713番地
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	神 田 和 啓	小林市南西方6367番地
監 事	河 野 与 一	小林市南西方5844番地 1

（任期：平成29年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	立 野 久 二	小林市南西方6646番地
理 事	坂 本 秀 和	小林市南西方5712番地
理 事	福 元 善 頭	小林市南西方5764番地 3
理 事	徳 丸 五月男	小林市南西方6395番地 7

理 事	下 沖 新 一	小林市南西方6293番地 9
理 事	温 水 勝 則	小林市南西方6319番地 3
理 事	松 島 貞 雄	小林市南西方6465番地 3
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	鬼 下 真 作	小林市南西方6461番地 4
監 事	貴 嶋 洋 一	小林市南西方6335番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、白木土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	須 藤 日 支 夫	延岡市北川町川内名3256番地
理 事	池 田 修 一	延岡市北川町川内名2597番地
理 事	西 野 公 康	延岡市北川町川内名3272番地 1
理 事	加 藤 政 信	延岡市北川町川内名3271番地
理 事	加 藤 政 義	延岡市北川町川内名3251番地
監 事	池 田 久 則	延岡市北川町川内名2731番地
監 事	池 田 雅 好	延岡市北川町川内名2588番地 4

(任期：平成29年 4 月 6 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	須 藤 日 支 夫	延岡市北川町川内名3256番地
理 事	池 田 久	延岡市北川町川内名2599番地 2
理 事	池 田 崇	延岡市北川町川内名2597番地
理 事	加 藤 良 一	延岡市北川町川内名3250番地
理 事	小 野 恒 雄	延岡市北川町川内名3257番地
監 事	加 藤 政 義	延岡市北川町川内名3251番地
監 事	加 藤 教 弘	延岡市北川町川内名3271番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上江土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	東 蕨 安 美	えびの市大字上江1924番地 3
理 事	田 中 徳 明	えびの市大字上江2091番地 3
理 事	上 野 昭 雄	えびの市大字上江 605番地 1
理 事	大木場 徳 雄	えびの市大字原田2279番地
理 事	池 田 正 孝	えびの市大字上江 851番地イ号
理 事	木牟礼 信 夫	えびの市大字上江1107番地
理 事	田 中 親 徳	えびの市大字今西55番地 4
理 事	杉水流 正 憲	えびの市大字今西 641番地24
監 事	園 田 軍 志	えびの市大字上江1563番地
監 事	角 井 一 郎	えびの市大字上江 628番地
監 事	和 田 一 郎	えびの市大字上江1456番地

(任期：平成29年 4 月 23日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	東 蕨 安 美	えびの市大字上江1924番地 3
理 事	田 中 徳 明	えびの市大字上江2091番地 3
理 事	上 野 昭 雄	えびの市大字上江 605番地 1
理 事	大木場 徳 雄	えびの市大字原田2279番地
理 事	荒 木 正 一	えびの市大字上江1139番地15
理 事	川 邊 利 美	えびの市大字上江1457番地 6
理 事	大内田 清 春	えびの市大字今西 441番地18
理 事	池 田 正 孝	えびの市大字上江 851番地イ号

監 事	園 田 軍 志	えびの市大字上江1563番地
監 事	角 井 一 郎	えびの市大字上江 628番地
監 事	和 田 一 郎	えびの市大字上江1456番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮原堰土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 昇	延岡市北川町長井4406番地
理 事	安 藤 幸 輝	延岡市北川町長井3974番地 8
理 事	渡 部 治 男	延岡市北川町長井4400番地
理 事	河 野 一 郎	延岡市北川町長井1202番地
理 事	岩 佐 美 基	延岡市北川町長井 386番地 6
理 事	横 山 弘 幸	延岡市北川町長井81番地 5
理 事	権 藤 栄 吉	延岡市北川町長井5261番地 1
理 事	甲 斐 林	延岡市北川町長井5374番地
理 事	松 本 博 昭	延岡市北川町長井4414番地
理 事	木 本 一 男	延岡市北川町長井5565番地84
監 事	盛 武 徹 郎	延岡市北川町長井4424番地 1
監 事	元 浦 由 博	延岡市北川町長井1352番地 1
監 事	工 藤 良 長	延岡市北川町長井5414番地 1

(任期：平成29年 5 月 5 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大久保 眞 直	延岡市北川町長井 321番地
理 事	原 田 昇	延岡市北川町長井 306番地
理 事	阿 部 弘 幸	延岡市北川町長井1201番地
理 事	渡 部 治 男	延岡市北川町長井4400番地

理 事	安 藤 幸 輝	延岡市北川町長井3974番地 8
理 事	澤 康 治	延岡市北川町長井2965番地 2
理 事	岩 倉 孝	延岡市北川町長井5261番地 2
理 事	甲 斐 富 雄	延岡市北川町長井5375番地
理 事	黒 田 博 道	延岡市北川町長井5521番地
理 事	工 藤 昂	延岡市北川町長井 990番地 2
監 事	盛 武 徹 郎	延岡市北川町長井4424番地 1
監 事	黒 木 好 也	延岡市北川町長井 236番地
監 事	福 島 正 則	延岡市北川町長井5987番地16

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大河平土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	栗 屋 和 徳	えびの市大字大河平2546番地
理 事	的 場 美智明	えびの市大字大河平2709番地
理 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2402番地 1
理 事	平 岡 和 政	えびの市大字大河平3498番地
監 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2

(任期：平成29年 5 月 9 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	栗 屋 和 徳	えびの市大字大河平2546番地
理 事	的 場 美智明	えびの市大字大河平2709番地

理 事	栗 屋 稔	えびの市大字大河平3622番地
理 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2402番地 1
監 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 俵野土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	夏 田 数 義	延岡市北川町長井7423番地 1
理 事	横 山 高 博	延岡市北川町長井6492番地
理 事	横 山 拓 也	延岡市北川町長井6646番地
理 事	児 玉 長 彦	延岡市北川町長井6858番地
理 事	夏 田 栄 子	延岡市北川町長井6866番地 1
監 事	児 玉 繁 良	延岡市北川町長井6726番地 1
監 事	児 玉 剛 誠	延岡市北川町長井6709番地

（任期：平成29年 5 月19日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	横 山 伊三男	延岡市北川町長井6494番地 1
理 事	夏 田 誠 也	延岡市北川町長井6870番地
理 事	横 山 久 彦	延岡市北川町長井6632番地
理 事	児 玉 長 彦	延岡市北川町長井6858番地
理 事	川 崎 ちゑ子	延岡市北川町長井7461番地
監 事	児 玉 繁 良	延岡市北川町長井6726番地 1
監 事	児 玉 剛 誠	延岡市北川町長井6727番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 高千穂土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次

のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	興 梶 政 治	高千穂町大字三田井6531番地

（任期：平成29年 9 月20日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	甲 斐 啓 利	高千穂町大字三田井6603番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 菓ノ浦土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 利 男	小林市南西方4407番地
理 事	松ヶ野 博	小林市南西方4478番地
理 事	富 満 哲 夫	小林市南西方4476番地
理 事	上 野 光 男	小林市南西方4535番地 4
理 事	松 元 昇	小林市南西方4476番地
理 事	柚木崎 文 夫	小林市南西方4676番地
理 事	尾 辻 重 二	小林市南西方4202番地 9
理 事	柳 川 けい子	小林市南西方4254番地 1
理 事	池 田 清 徳	小林市南西方7779番地
監 事	松 元 良 一	小林市南西方4604番地37
監 事	大牟田 勝 徳	小林市南西方5139番地 4

（任期：平成30年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 利 男	小林市南西方4407番地
理 事	松ヶ野 博	小林市南西方4478番地
理 事	富 満 哲 夫	小林市南西方4476番地
理 事	上 野 光 男	小林市南西方4535番地 4
理 事	吉 永 龍 雄	小林市南西方4279番地 1
理 事	若 松 勝 雄	小林市南西方4891番地 5
理 事	柳 川 けい子	小林市南西方4254番地 1
理 事	池 田 清 徳	小林市南西方7779番地
監 事	大牟田 勝 徳	小林市南西方5139番地 4
監 事	松 元 良 一	小林市南西方4604番地37

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 野 定 夫	高千穂町大字三田井 158番地イ-3
理 事	桐 木 善 大	高千穂町大字三田井3547番地
理 事	甲 斐 保 男	高千穂町大字三田井3046番地
理 事	馬 原 美 文	高千穂町大字三田井2713番地
理 事	興 梶 幸太郎	高千穂町大字三田井1067番地
理 事	田 崎 利 久	高千穂町大字三田井4386番地
理 事	甲 斐 光 邦	高千穂町大字三田井4348番地 1
監 事	権 藤 重 徳	高千穂町大字三田井2480番地
監 事	田 尻 寿 稔	高千穂町大字三田井4349番地
監 事	佐 藤 哲 伸	高千穂町大字三田井2747番地

(任期：平成30年 9 月 4 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 和 明	高千穂町大字三田井3749番地
理 事	永 野 定 夫	高千穂町大字三田井 158番地イ-3
理 事	佐 藤 茂	高千穂町大字三田井4064番地 2
理 事	桐 木 善 大	高千穂町大字三田井3547番地
理 事	甲 斐 保 男	高千穂町大字三田井3046番地
理 事	馬 原 美 文	高千穂町大字三田井2713番地
理 事	興 梶 幸太郎	高千穂町大字三田井1067番地
監 事	権 藤 重 徳	高千穂町大字三田井2480番地
監 事	大 賀 亨	高千穂町大字三田井 164番地 6
監 事	田 尻 寿 稔	高千穂町大字三田井4349番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、川南原土地改良区（川南町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	堀 口 眞 彦	木城町大字高城2784番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）から平成27年 4 月24日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

平成27年10月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称
堂山頭首工管理規程
- 2 認可年月日
平成27年 9 月30日
- 3 管理規程の概要
第 1 章 総則
第 2 章 放流及びゲートの操作に関する事項
第 3 章 点検整備に関する事項
第 4 章 緊急事態における措置に関する事項
第 5 章 雑則

附則

教育長訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年10月8日

宮崎県教育委員会教育長 飛 田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第6号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育関係使用料及び手数料減免規程の一部を改正する訓令

教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(定時制における授業料)</p> <p>第3条 条例別表第1の授業料及び科目履修料の項中定時制の授業料については、年度の4月から9月までの間（以下「前期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち前期に割り振られた単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の授業料について、年度の10月から3月までの間（以下「後期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち後期に割り振られた単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(被災者等の授業料)</p> <p>第4条 全日制及び定時制において、学校長は、教育次長の承認を得て次に掲げる者の授業料の全部又は一部の額を未納である場合には免除し、既納である場合には還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(定時制及び通信制における授業料)</p> <p>第3条 条例別表第1の授業料及び科目履修料の項中定時制及び通信制の授業料については、年度の4月から9月までの間（以下「前期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち前期に割り振られた単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の授業料について、年度の10月から3月までの間（以下「後期」という。）において次の各号に定める月に該当する月があるときは、その月数に、履修する科目のうち後期に割り振られた単位の授業料の総額の6分の1に相当する額を乗じて得た額を未納の場合は免除し、既納の場合は還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(被災者等の授業料)</p> <p>第4条 学校長は、教育次長の承認を得て次に掲げる者の授業料の全部又は一部の額を未納である場合には免除し、既納である場合には還付する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) やむを得ない理由により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）での在学期間が36月（定時制及び通信制は48月）を超えた者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に該当する者及び教育委員会が別に定める者を除く。）</u></p> <p><u>(5) 定時制及び通信制において、やむを得ない理由により、高等学校等での履修単位が74単位又は年間30単位を超えた者（政令第1条第2項に該当する者及び教育委員会が別に定める者を除く。）</u></p>

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の教育関係使用料及び手数料減免規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。